

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当資格消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して平成30年6月15日付けで行った児童手当法（以下「法」という。）による児童手当資格消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法、不当を主張している。

- 1 妻は、本件児童を盾にして、請求人に金を無心しているだけである。本件児童は請求人と同居することになるため、妻に本件手当を支給することは本件児童に悪影響となる。
- 2 妻は、借金、ローンのほか税金も滞納しており、本件手当を受給する資格がない。妻は、本件児童の連れ去りを強行しているが、これは違法な行為、権利の濫用である。また、妻は、従前の不貞や別居後の売春も認めている。

本件処分の結果として、児童を盾にすれば、あらゆる公的援助を受けられるという風潮を助長することになるから、本件処分は違法というべきである。

- 3 以上の証拠として、家庭裁判所に対する本件児童の引渡し審判申立書、請求人の陳述書及び妻の行動に係る探偵会社による調査報告書等の各写しを提出する。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 9月 4日	諮問
平成30年11月22日	審議（第27回第1部会）
平成30年12月21日	審議（第28回第1部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項1号によれば、児童手当及び法附則2条1項に基づく特例給付（以下、両者を併せて「手当」という。）の支給要件について、手当は、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものに支給すると規定されている。

法施行規則（以下「規則」という。）7条1項によれば、手当

の受給者は、手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に届け出なければならないとされている。

そして、規則10条によれば、市町村長は、手当の受給資格についての処分を行ったときは、文書で、その内容を手当の受給者に通知しなければならないとされている。

- (2) 「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成27年12月18日付府子本第430号内閣府子ども・子育て本部統括官通知別添の「児童手当市町村事務処理ガイドライン」。以下「ガイドライン」という。）22条によれば、受給事由消滅届の提出がない場合においても、支給要件を具備しなくなったことが明らかで、公簿等によって手当の支給事由が消滅したものと確認したときは、職権により支給事由消滅についての処理をすることができるとされている（同条5号）。

なお、ガイドラインは、地方自治法245条の4に規定する技術的な助言であり、職権に基づく支給事由消滅の処理について定めたガイドライン22条は、法の解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

- 2 これを本件についてみると、平成30年3月13日、〇〇さんが居住する市区町村に対し、〇〇さんと本件児童が同居し、本件児童を監護している旨記載された児童手当・特例給付認定請求書及び同日付けで〇〇さんが請求人と離婚協議中で別居している旨の申立書を提出したことから、処分庁は、平成30年6月15日、公簿等に基づき、〇〇さんと本件児童が請求人とは別の世帯であることを確認したため、職権で請求人の本件手当に係る受給資格を消滅したものとし、この旨請求人に通知したものと認められる。

そうすると、本件手当については、上記（1・(2)）で述べた、ガイドライン22条に基づき、職権に基づく支給事由消滅の処理

を行うことができる場合に該当するものと認められ、また、本件処分に至るその後の手続もガイドラインに則って行われていることが認められる。

したがって、本件処分は、法、規則及び法の技術的助言であるガイドライン等に基づいてなされた適法なものであることから、これを違法又は不当とすることはできない。

- 3 (1) 請求人は、上記（第3）のことから、本件処分は違法、不当である旨主張する。

しかし、〇〇さんは、平成30年3月13日付けで本件申請を行っており、請求人が本件児童と別居していることは明らかであることからすれば、処分庁が〇〇さんの手当の受給を理由に、本件手当の受給資格消滅日を同月1日とした本件処分を、違法、不当な処分であるとするすることはできない。また、仮に請求人が主張するとおりの諸々の事情があったとしても、それらの事情をもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかない。

- (2) また、請求人は、〇〇さんの違法な本件児童の連れ去りにより本件児童と同居できなくなったのであって、本件児童は、請求人と同居することになっているなどとも主張する。

しかし、法は、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長を目的とし（法1条）、手当の受給資格要件に児童の監護を定めており（法4条1項1号）、仮に請求人の主張するような事情があったとしても、請求人が本件児童の監護をしていない以上、請求人の主張を採用することはできない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹